

闘うため団結しよう



発行所
三池炭鉱労働組合
大牟田市不知火町2
電話(53)8033番
(53)8034番
編集兼
発行人 森田 満明
半年間1,200円 送料共

公判お知らせ

大災害裁判公判 十月二十四日
日午前十時から、福岡地裁で。
坑内火災裁判公判 十月二日
十三日午前十一時から同地裁
で。
×

近く執行部案を提起

具体的活動方針づくり

新執行部体制の発足とともに、一九八〇年度の行動方針(すでに総会で決定)をさらに具体化する組織部・労働部の活動方針づくりが提起されている。これから一年間の具体的な活動目標で、組合員・家族の理解と意思統一を求めて大衆討議にゆだねられるが、「労働力は売っても命までは売ってはいない」との基本命題をふまえて、討議が深められることが求められる。

こんどの組織部と労働部の活動から大衆討議をもつて審議される。戦略思想にもとづいて、ねほり強の方針案は、別項にあるようにこれ こととなるが、「長期抵抗路線の い闘いを前進させ、組合員・家族 にした」と、この両部の活動方針 案は、要旨次の通りである。

組織部の方針

- 1、職場新聞を、月に一回発行できるようにする。
 - 2、社内、職場、地域の掲示板をフルに活用する。
 - 3、ニュースカーはたかせ、による情報活動を行なう。
 - 4、地域(主婦会も含む)での交流情報を実施する。
 - 5、ビラ(主として、みいけ、号外)は、二週間に一回発行する。
- 地域闘争について
校区別組織を、より活発に運動できるようにする。
- 1、地域分会は、活動報告書を提出するようにする。
- 2、自治体闘争へ積極的に参加する。

労働部の方針

- 1、保安闘争強化、労働条件の改善。三池製作・三池港務所の月給制改善闘争の強化、保安闘争の記録化をはかる。
- 2、現状認識のため、日常の調査活動を具体的に取組む。
- 3、保安闘争強化のために、重大災害の場合は責任追及を行ない、同時に、災害現場の問題を明らかにし、教育活動に生かす。
- 4、また抗議ストを行ない、情勢に応じて決起集会を開く。
- 5、執行部の現場点検を、二カ月に一回実施する。
- 6、労働担当者会議を月二回実施し、きめ細い討議をふまえて意思統一をはかる。

秋闘方針などきめる

月末に炭労が定期大会

炭労は九月三十日(十月二日)に、東京で定期大会を開く。討議される議題は、「一九八〇年一九八一年度運動方針案」「当面する石炭政策闘争方針案」「秋季闘争方針案」「予算、諸闘争カンパ」「役員改選」そのほか。ここ数年、賃上げや年末一時金などに関する闘いが不足な形で終わっているだけに、こんどの大会には、かならずや炭労労働者の重大な関心が寄せられることとなる。



坑内の、掘進現場のきびしい労働。胸のなかにくすぶる怒りが、いつか再び燃えあがらずにはいまい。

石炭鉱番、第七次政策審議へ

早期の答申を要望

労働代表 積極対策を強く要求

重大な国民的課題ともなってきた第七次石炭政策が、いよいよ石炭鉱業審議会(稲山会長)により審議され始めた。政府(直接には通産省・田中大助通産相)の諮問にもとづいて、答申は早く見られ、審議の今後が注目されている。

第七次石炭政策(現在六次)をめぐって、政府から諮問を受けた石炭鉱業審議会の手もどきが始まった。

まず八月六日のその総会をもつてスタートした(炭労情報)の三つの柱をふまえて今日まで施策を行なってきたが、複雑なエネルギー情勢のなかで、今回これを直すこととした。国内唯一のエネルギー資源である国内炭も、当然

今日エネルギーの確保問題は世



常に石炭政策闘争の先頭に立つ、炭労本部。その責任は重い。

た施策が必要である。また、海外炭の開発輸入についてもグローバルな対策が必要であると考へる。

たしかなことではないが、審議会には労働側(炭労など)代表も参加しているらしく、「すべてで積極的な対策を」求める声が多かった。なかでも管内委員(北海道)は、次のように要求している。

「①エネルギー自給率のアップ、拡大生産の観点から、早急に二千万トン(一年間の、わが国の石炭生産額)体制への復元。②現在炭鉱の安定化と石炭予算の増額、生産量をつなぐ炭価ルールの決定。③企業内格差の克服をめざす必要対策。④新鉱の開発促進」

要求のなかには、石炭産業の国有化を不可欠にしている事情を暗示しているが、やがて出される答申が果たしてどんな内容のものなのか、注目しなければならぬ。

×